

監理技術者等の工事現場における専任配置等について

(平成16年3月31日建管-3097)

1 監理技術者等の設置

建設工事を施工する場合は、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を置かなければならず、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

ただし、余裕期間（余裕期間設定工事実施要綱（平成29年2月17日建政-1488）第2条第1号に規定する余裕期間をいう。）においては、監理技術者等を設置することを要しない。

2 監理技術者等の専任の考え方

一件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

専任とは、「他の工事現場の技術者との兼任を認めないこと」を意味し、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は常時継続的に当該工事現場に配置しなければならない。

また、専任の期間については次のとおりとする。

1) 元請工事

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にあっては、契約工期をもって監理技術者等の専任期間とする。

ただし、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが工事現場への専任は不要）
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も専任は不要）

ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは工事打合簿等の書面により明確となっていることが必要であり、設計図書の記載方法は別紙によるものとする。

この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負代金の額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満のもの、又は専任を要さない建設工事である。

また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において工場製作のみが行われている場合を含めて、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がそれらの製作を一括して管理することができる。

2) 下請工事

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とする。

3) 非専任期間の他の専任工事への従事

元請工事の監理技術者等については、1)②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、災害等の非常時の対応方法についても、発注者の承諾を得なければならない。

また、下請の主任技術者については、担当する下請工事が実際に施工されていない期間に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、災害等の非常時の対応方法についても、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得なければならない。

3 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯

公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内（選任されている期間中のいずれの日においても講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することがないこと）に受講した者から選任されていることを確認しなければならない。

また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証を携帯するよう指導するものとする。

4 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任されていることを確認しなければならない。

1) 直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとは認められない。

2) 恒常的な雇用関係の考え方

県が発注する公共工事における監理技術者等については、所属建設業者から入札参加資格確認申請のあった日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること

が必要である。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更の伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあったものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りでない。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

3) 雇用関係の確認方法

直接的な雇用関係は資格者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料等で確認するものとする。

また、恒常的な雇用関係については、直接的な雇用関係で確認した資料の交付年月日等により確認するものとする。

4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

上記にかかわらず、在籍出向者に係る直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日国総建第155号）、持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日国土建第357号）、企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和6年3月26日国不建技第291号）及び官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和5年3月13日国不建第601号）によることとする。

5 監理技術者等の資格審査

監理技術者等としての適否は、資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）及び雇用関係の確認資料を次の書類と同時に提出を求め確認するものとする。

- 1) 一般競争入札及び条件付き一般競争入札：競争入札参加資格確認申請書
- 2) 指名競争入札、随意契約：現場代理人・主任（監理）技術者選任届

6 監理技術者等の途中交代

1) 途中交代を認める条件

次のいずれかに該当する場合は監理技術者等の途中交代を認めることができる。

- ① 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等

- ② 受注者の責によらない理由により契約事項の変更（工期延長等）に伴う場合
- ③ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ④ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2) 上記により途中交代を認める際の対応

- ① 後任の監理技術者等の資格及び施工経験は、入札公告等において配置予定技術者に求めた資格及び施工経験と同等以上とすること。
- ② 技術者の変更に際し、引継に必要な期間については新旧技術者の重複配置を求め、継続的な業務が遂行できるようにすること。
引継に必要な期間は1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超える2年以内の工期の工事においては14日程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月を目安とする。
- ③ 原則として同一履行年度内に技術者の再変更は認めないこと。

7 営業所技術者等と監理技術者等との関係

次に掲げる建設工事について要件を満たす場合は、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）と主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる。

ただし、1)～3)の併用はできない。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 兼ねる工事現場の数が1件以下であること。
- ③ 建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- ④ 当該営業所と建設工事の工事現場間の距離がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること。
- ⑤ 建設工事の下請次数が3以下であること。
- ⑥ 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員をいう。）を当該建設工事に配置できること。ただし、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事の種類に関する実務の経験を1年以上有する者であること。
- ⑦ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること。
- ⑧ 人員の配置を示す計画書（県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱様式7）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができ、当該計画書に記載する主任技術者又は監理技術者欄

に所属する営業所名を、建設工事1欄に契約した営業所名を記載すること。

⑨ 当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものとして、スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、かつ通信環境が確保されていること。

⑩ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

上記⑥の連絡員は当該建設工事において専任や常駐を求めず、直接的・恒常的雇用関係の必要はないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。

また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、一つの建設工事に複数の連絡員を配置することもできる。

上記⑧の人員の配置を示す計画書は建設業法第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該工事現場の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

③ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(2)の場合以外)

1)の要件を全て満たすこと。

なお、上記2)～3)の建設工事の請負額は4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事に限るものとする。

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者に対し、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

9 共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が施工する建設工事において、下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、原則として代表者が、監理技術者を専任で設置しなければならない。また、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で設置するものとする。

なお、工事内容や規模等によっては、その他の構成員にも監理技術者の設置を求めることができるものとする。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

この場合、これら複数の工事に係る下請契約の請負代金の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数の工事に係る請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

なお、上記ただし書きを適用した場合は一の工事現場との考え方となるため、建設業法第26条第3項ただし書き又は建設業法施行令第27条第2項による兼務と併用することができる。

11 適用時期

平成16年4月1日から施行し、同日以後に入札公告（公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札に付す建設工事にあっては入札参加者の公募、通常の指名競争入札に付す建設工事にあっては指名の通知、随意契約を締結する建設工事にあっては契約の締結）を行う建設工事について適用する。

（平成19年3月29日建管－2423　一部改正（平成19年4月1日から施行））

（平成21年3月23日建管－2903　一部改正（平成21年4月1日から施行））

（平成28年5月31日建政－391　一部改正（平成28年6月1日から施行））

（平成29年2月17日建政－1488　一部改正（平成29年2月17日から施行））

（令和3年10月15日建政－713　一部改正（令和3年10月25日から施行））

（令和4年12月14日建政－1641　一部改正（令和5年1月1日施行））

（令和5年1月20日建政－1844　一部改正（令和5年2月1日施行））

（令和5年3月23日建政－2342　一部改正（令和5年4月1日施行））

（令和6年4月1日建政－17　一部改正（令和6年4月1日施行））

（令和6年12月27日建政－1609　一部改正（令和7年1月1日施行））

（令和7年1月28日建政－1721　一部改正（令和7年2月1日施行））

(別紙)

設計図書における監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

設計図書（特記仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

1 現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

- (1) 現場施工に着手する日が確定している場合は、「契約締結後、 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。」と記載する。
- (2) 現場施工に着手する日が確定していない場合は、「契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。」と記載する。

2 検査終了後の期間に関する記載方法例

「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付とする。」と記載する。